

議員の派遣

地方自治法第100条第13項及び京都市会会議規則第128条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

「人と動物が共生できる都市・京都」の推進強化に向けた「京都動物愛護センター（仮称）」の整備充実と有効活用に関する海外先進事例の取組調査

1 派遣目的

京都動物愛護センター（仮称）の施設整備及び整備後の有効活用を通じ、「京都市動物愛護行動計画—京（みやこ）・どうぶつ共生プラン—」を推進し、市民からの大きな期待に応えるとともに、平成25年9月に施行予定の改正動物愛護管理法に対応できる施設整備及び施設の管理運営を行うため、世界的に注目される先進的取組をしている施設及び都市における人と動物との共生に係る社会システム等を調査する。

2 派遣場所

- ・ベルリン市
- ・ボン市
- ・パリ市
- ・ロンドン市
- ・ホーシャム市

3 派遣期間

平成25年7月28日から平成25年8月5日まで

4 派遣議員

高橋 泰一郎，中村 三之助，中川 一雄，安井 つとむ，中野 洋一，井上 教子，津田 早苗，吉田 孝雄